コンテンツアーカイブシステム利用申請要項

平成１７年度より、教育教材作成用のコンテンツアーカイブシステムが導入されました。動画コンテンツの Web 配信を中心にしたシステムで、MS-PowerPoint ファイルのスライドショーと映像が同期して変化していく Web 配信型 e-Learning システムです。動画配信や MS-PowerPoint を使って講義を行えば、複雑な操作なく e-Learning コンテンツが作成できます。講義はもちろんのこと、学内で行われる講演や講習会など広く活用いただき、今後重要な役割を果たすことになる e-Learning 教材の作成・蓄積・有効利用を支援するためのシステムです。

１．利用資格

(ア) コンテンツ閲覧　－　教職員および学生

(イ) コンテンツ登録　－　教職員

(ウ) その他、メディア基盤センター長が特に必要と認めた者

２．利用方法

センターホームページからコンテンツアーカイブシステム利用申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえメディア基盤センターに提出すること。

提出先：(問い合わせ先) 吉田センター 内線 5777, E-mail: info-cc@ml.cc.yamaguchi-u.ac.jp

３．利用料金

現時点で課金はありません。

４．利用条件

(ア) コンテンツアーカイブシステム利用申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにメディア基盤センター長に届け出ること。

(イ) メディア基盤センター長は、本システムの利用者が不適切な使用（著作権の侵害、プライバシーの侵害、有害コンテンツの掲載、個人情報の公開、その他の法令違背）または山口大学の運営に重大な支障を及ぼすとメディア基盤センター長が判断した場合は、利用を停止させることがあります。

(ウ) コンテンツ内に掲載される著作物の使用には細心の注意を払ってください。教育目的等で許容される著作物自由利用の範囲は、著作権法３０条から５０条に細かく規定されています。特に、著作権法３５条、３６条、３８条に留意して下さい。なお、著作物自由利用が可能な場合でも、他人の著作物を改変した場合は著作者人格権侵害が問われることもあります。

(エ) このシステムを利用して作成されたコンテンツの知的財産権は、山口大学が定める知的財産ポリシー、職務発明等規則の取り扱いに従います。

５　コンテンツアーカイブシステムの運用および要項の制定・改訂

コンテンツアーカイブシステムの運用および要項は、メディア基盤センター専門委員会で制定・改訂の審議・承認を行います。